



土地改良区と農業委員会が連携して所有者不明農地を担い手に集積

「取組のポイント」

- ✓ 農地法に基づく遊休農地解消のスキームを活用して、所有者不明農地を担い手に集積

地区の概要

平地に位置し、水稻や大豆を栽培する地区。土地改良区が地区内の農家から、所有者が死亡して管理されていない農地が存在するとの相談を受けており対応に苦慮していた。

取組の内容

- ① 地区内の農家から土地改良区に対して、所有者の死亡により管理されていない農地があるとの相談があり、土地改良区と農業委員会で対応を検討したところ、相続放棄により所有者不明農地(相続未登記)となっていることが判明した。
- ② このため、農地法に基づく遊休農地に関する措置のスキーム(H30年改正)を活用して、農地バンクに利用権設定することとし、土地改良区・農業委員会・農地バンクが情報共有・連携しながら手続を進めて、H30年12月に農業委員会が所有者等を確認できない旨の公示を行うとともに農地バンクに通知した。
- ③ 当該通知を受けて農地バンクから県知事に裁定を申請し、所有者不明農地0.95haについて、農地バンクに10年間の利用権が設定され、R2年2月に担い手に転貸された。

取組の成果

- ✓ 遊休農地(所有者不明農地) 0.95haを解消
- ✓ 担い手は 10年間安定的に耕作が可能

バンク活用前



【バンク活用前の所有者不明農地の様子】

農地バンク 活用面積	借入面積	0.95ha
	転貸面積	0.95ha
	新規集積面積	0.95ha
遊休農地面積	1.00ha	➡ 0.05ha



農地バンクを活用した所有者不明農地のスムーズな転貸

「取組のポイント」

- ✓ 所有者不明農地の利用権の設定に向けて関係機関が連携して事務処理
- ✓ 所有者不明農地を含めた農地を花き団地として担い手に転貸

地区の概要

中山間地に位置し、畑作や園芸栽培が盛んな地区。近年、担い手不足等により休耕田が増加していたため、市が花き団地の誘致を行ったが、建設予定地に所有者不明農地があることが判明し、整備の遅れが課題となっていた。

取組の内容

- ① 花き企業からの暖簾分けで独立を希望する3経営体に対して、市が花き団地構想を進めていたが、**建設予定地の一部に相続放棄で所有者不明(相続未登記)となっている農地があることが判明した。**
- ② 関係機関で役割を分担し、定期的集まって進捗やスケジュールについて情報共有を行うなど、連携して取り組むことにより、**利用権設定に係る裁定申請までの事務をスムーズに処理した。**
- ③ R元年11月に農地法に基づく県知事の裁定により、所有者不明農地について、**農地バンクに19年間の利用権が設定**された。他の農地と合わせて、R2年1月に3経営体へ転貸して着工に至った。花き団地はR2年11月に完成予定。

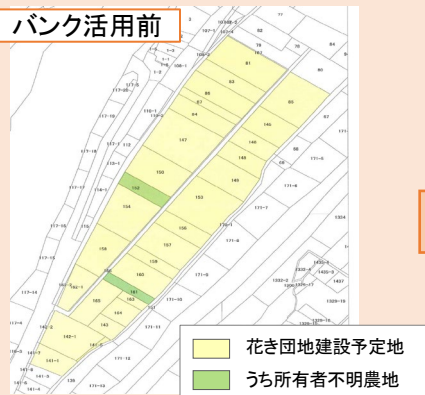


【バンク活用前の所有者不明農地の様子】

取組の成果

- ✓ 遊休農地(所有者不明農地) **0.12haを解消。**
- ✓ 耐候性ハウス3棟、集出荷貯蔵施設を新設し、花き団地を造成し、**生産者はまとまった農地利用が可能**となった。

バンク活用前



バンク活用後(完成イメージ)



農地バンク活用面積	借入面積	3.39ha
	転貸面積	3.39ha
	新規集積面積	0.12ha
地区内農地面積	3.74ha	
集積面積・集積率	3.27ha(87.4%)	3.74ha(100%)
遊休農地面積	0.12ha	0.0ha